

商 標	判決年月日	令和2年12月23日	担 当 部	知財高裁第4部
	事件番号	令和2年（行ケ）第10050号		

○「農口」の文字を標準文字により表されてなる商標について商標権を有する被告が、草書体又は楷書体で「農口」の文字を縦書きしてなる商標を指定商品「日本酒」に使用していることについて、商品の品質の誤認又は原告の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたということとはできないから、商標法51条1項に該当するものと認めることはできないとされた事例

（事件類型） 審決（取消・不成立）取消（商標） （結論）請求棄却

（関連条文） 商標法51条1項

（関連する権利番号等） 登録第5707382号

（審決） 取消2018－300815号

判 決 要 旨

- 被告は、「農口」の標準文字からなる登録第5707382号商標（指定商品・第33類「日本酒，洋酒，果実酒，酎ハイ，中国酒，薬味酒」）の商標権者であるところ、草書体又は楷書体で「農口」の文字を縦書きしてなる商標（以下草書体のものを「本件使用商標1」、楷書体のものを「本件使用商標2」という。）を指定商品「日本酒」に使用している。原告は、これについて、被告が、商品の品質の誤認又は原告の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたとして、商標法51条1項に基づき商標登録取消審判を請求したが、同請求は成り立たないとの審決を受けた。本件は、これに対する取消訴訟である。
- 本判決は、「農口尚彦研究所」の文字を縦書きの楷書体で書してなる引用商標は、原告が杜氏を務める「株式会社農口尚彦研究所」により販売されている日本酒に付されているものであるが、①引用商標を付した日本酒の販売実績を認めるに足る証拠はなく、②雑誌，新聞，ウェブサイト等において、「農口尚彦研究所」は、原告が杜氏を務める酒蔵として紹介されており、日本酒の銘柄又はブランド名として、「農口尚彦研究所」が用いられることを明確に示す記載は一例を除きなく、③原告の氏名である「X」は、日本酒の銘柄等に関心の高い日本酒愛好家の間では知名度が高かったものといえるが、一般消費者の間において、広く知られていたとまで認めることはできないなどとして、引用商標が審決時において、原告の業務に係る商品「日本酒」を表示するものとして、周知性を有していたことを否定した。さらに、本判決は、前記③の事情からすると、本件使用商標1及び2から「名杜氏 X」の観念が生じるとはいえず、また、引用商標の要部が「農口」又は「農口尚彦」であるとも認められないことなどから、本件使用商

標 1 及び 2 が引用商標に類似する商標であると認められないとし、被告が原告の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたとは認められないとした。

また、本判決は、本件使用商標 1 及び 2 から、特定の観念を生じるものではなく、原告の観念を生じるものでもないから、本件使用商標 1 及び 2 を付した日本酒を原告が杜氏として製造した日本酒であるとの誤認を生じさせるものと認めることはできないとした。

- 3 以上により、本判決は、被告による本件使用商標 1 及び 2 の使用は、商標法 5 1 条 1 項に該当するものと認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。